

[論 文]

対抗宗教改革とポルトガル海洋帝国

－「第1回ゴア教区会議教令集」から－

A Contra-Reforma e o Império Marítimo Português

－Decretos do 1.^o Concílio Provincial de Goa－

疇 谷 憲 洋

Kurotani Norihiro

キーワード：ポルトガル、エスタード・ダ・インディア、対抗宗教改革、ゴア教区会議

はじめに

アジア海域世界におけるポルトガルの植民地帝国「エスタード・ダ・インディア」は、多くの研究者によって指摘されているように、拠点となる港市と、それらをつなぐ航海ルートからなる「点と線の支配」「交易拠点帝国」という性格を有している。その拠点都市に関しては、軍事的に征服したもの（ゴア、マラッカ）、保護国化したもの（ホルムズ）、現地の権力者と同盟して、商館や要塞を建設したもの（コチン）、ポルトガル人が「自然発生的に」形成した居住地を拠点化したもの（マカオ）など、その時々で、ポルトガルの宗主権や主権が及ぶ範囲は様々であった。また、ゴアとその農村部の関係に見られるように、軍事的に征服した場合でも、それまでの支配・被支配関係を受け継ぎ、伝統・慣習の存続を許すなど、ポルトガルの主権や法が及ぶ範囲は限定的であった [Souza, 1993] [Thomaz, 1994]。こうした複雑な性格を持つエスタード・ダ・インディアをつなぐ要素の一つが、キリスト教であった。

ポルトガルの海外進出は、その初期から、ローマ教皇の勅書によって進出の正当性を認められるとともに、ポルトガル王権は勢力範囲における布教保護権を有していた。ポルトガルの拠点やポルトガル人居住地に教会が建設されるとともに、拠点都市には司教座が置かれ、カトリック教会の組織が構築される。イエズス会を始め各修道会の宣教師が、そうした拠点を足場に、ポルトガル人の交易ネットワークも伝いながらアジア各地に広がっていた。ポルトガル海洋帝国に関する通史においても、各地の教会・修道院、ミゼリコルディアなどの慈善組織が、大西洋からインド洋、環シナ海世界にかけて広がるポルトガルの海洋帝国をつなぐ重要な要素となっていたと論じられている [Boxer 1969]。

ところで、アジアにおいてポルトガルの海洋帝国が構築され、キリスト教が拡散していく16世紀半ばは、ポルトガル史上においては一つの転換期として捉えられている。Oliveira Marquesは「ジョアン3世の長い治世（1521年～57年）は、経済事情や国王の宗教的姿勢、文化政策、さらには心理的狀態によって大きく2つの時期に分けられる」と述べ、国際的な思潮を歓迎し、大学のコインブラ移転（1536年）を実施して人文主義者を招

聘・保護した前期と、イエズス会を保護し異端審問所を設置し、対抗宗教改革を推進した「狂信的・近視眼的な」支配者となった後期に分け、その原因の一つに、1540年代以降の経済的・軍事的行き詰まりを指摘している [Marques, 1997]。こうした観点は、18世紀以降、啓蒙主義者や自由主義者が、異端審問所やイエズス会を、ポルトガルの「衰退」の原因として位置づける言説を展開したことから影響を受けているものの、多くのポルトガル史叙述で共有されている。

ポルトガル史におけるジョアン3世時代の位置付けを、本国と植民地の関係性から捉えなおし、リスボンとゴアという、地理的に離れた二つの焦点を中心に、ゴアにおける「キリスト教化」の進展と諸問題を論じたのが、Barreto Xavierの論考『ゴアの発明』である。この研究の中では、本国からは距離的に離れ、しかも空間的に茫漠とした「エスタード・ダ・インディア」の構築と維持において「対抗宗教改革」が果たした役割の重要性について論じ、その中心となった都市ゴアのキリスト教都市としての形成について述べている [Xavier, 2008]。

本論考では、1567年に開催された「第1回ゴア教区会議」の決議事項・教令の分析を通して、エスタード・ダ・インディアにおける対抗宗教改革の展開と、カトリック教会が直面した諸問題について考察する予備的作業を行う。

第1章：ゴアと対抗宗教改革

1. エスタード・ダ・インディアの「首都」ゴア

本項では、対抗宗教改革の展開について考察する前提として、エスタード・ダ・インディアの中心となったゴアの位置付けについて、Catarina Madeira Santosの研究、“Goa é a chave de toda a índia”を参照しながら、その「首都性」について確認する [Santos, 1999]。

(1) 「副王」と統治機構の整備

ガマ船団のカリカット到達以後、ポルトガル王権は毎年10隻～20隻規模の船団を派遣し、アジアとの交易を行うとともに、コチンなどポルトガルに友好的な港市に要塞や商館を建設して勢力範囲を広げていたが、現地の最高責任者はその時々航海の司令官が兼ねており、中長期的な視野に立った戦略の展開を難しくしていた。

ところが、1505年にフランシスコ・デ・アルメイダが副王に任じられると、以後、この副王ないし総督を頂点として、エスタード・ダ・インディアの統治機構が構築される。副王に対しては、国王を代理する存在として、役人の任免や処罰、徴税、貨幣の鑄造、航海の許認可など様々な権限が付与されていた。一方で、胡椒の積出港コチンの要塞・商館を主要な拠点としていたものの、副王は艦隊とともに移動・巡回する存在であった。

1510年に総督アフォンソ・デ・アルブケルケによって征服されたゴアに、ヌノ・ダ・クーニャ総督期の1530年代以降、副王所在地が置かれ、それまでの副王・総督の巡回的な性格は常駐的な性格に移行する。さらに、ゴア控訴院 (Relação de Goa)、評議会、財務府など、ポルトガル本国のそれを模した司法・行政機関が設置され、ゴアがエスタード・ダ・インディアの「首都」として機能することになる。

(2) 海外司教座の設置とゴア

ポルトガルの海外進出に伴い、拠点都市には司教座が置かれ、支配地域には教会や修道院が建設される。さらに、タイのアユタヤに見られるように、ポルトガル支配地域の枠組みを越えてポルトガル人が拡散し居住地を形成した地域においても、教会は、コミュニティの要として機能し、「ポルトガル人」としてのアイデンティティを付与していた〔疇谷, 2009〕。

1415年のセウタ攻略は、ポルトガルによる海外進出の開始として位置づけられる事件だが、1421年にはセウタ司教座が設立される。さらに、1420年代に「発見」、植民活動によって開拓された大西洋のマデイラ島においても、1514年にフンシャル司教座が設立される。このように、ポルトガルの勢力拡大と連動しながら、その拠点都市に司教座が設置されていく。1534年には、アングラ、カボ・ヴェルデ、サン・トメといった大西洋・アフリカ西岸における司教座の設立と連動して、ゴアに司教座が設置される。このゴア司教座は、当初はフンシャルに従属する位置付けではあったが、喜望峰以東のアフリカ、アジアを管轄する広大な司教区であった。1558年には、大司教座に格上げされ、同年に設置されたコチンやマラッカの司教座を属司教区として従え、「全インドの首座 (primaz de toda a Índia)」として、喜望峰以東におけるカトリック教会の中心となった。後に設立される中国(マカオ)や日本(フナイ)の司教区も、ゴアの属司教区として位置づけられる。

以上のように、ゴアは、エスタード・ダ・インディアにおける聖・俗両面での「首都」的な存在となり、土着化したポルトガル系住民「カザード」が、ポルトガル本国に倣った市参事会やミゼリコルディアを組織するなど、さながら首都リスボンがインドに移植されたような状況であった。そして、ゴアに建設された聖堂や修道院、コレジオなど教会関連施設も、この「東洋のリスボン」に花を添えていた。

2. エスタード・ダ・インディアと対抗宗教改革

「はじめに」で述べたように、異端審問所とイエズス会は、ポルトガルにおける対抗宗教改革を象徴する存在であった。そしてそれは、エスタード・ダ・インディア、とりわけゴアにおいても同様である。『ゴアにおけるイエズス会士と異端審問官』の中で、Célia Cristina da Silva Tavaresは、16世紀後半からのそれぞれの活動をまとめたうえで、その協働性について論じ、ゴアとその周辺住民の「キリスト教化」「カトリック化」に果たした役割と諸問題について論じている〔Tavares, 2004〕。また、トレント公会議の決定事項を早期に受け入れたことも、ポルトガルにおける対抗宗教改革を論じる上で重要である。本項では、この3つの観点から、ポルトガルとアジアの状況の連動性について整理する。

(1) 異端審問所の設置とアジアにおける展開

16世紀末まで、ポルトガルの都市部においては、ユダヤ教徒の共同体が存在し、キリスト教徒と「共存」していた。この共存の構図が崩れるのが、1492年の隣国カスティリヤにおける「ユダヤ人追放令」である。キリスト教への改宗を迫られたユダヤ教徒の中には、隣国ポルトガルへ移住したのも多く存在し、ポルトガルにおけるユダヤ教徒の数は急増した。ポルトガルにおいても1496年に「ユダヤ教徒追放令」が発布され、中世以来続いていた共存状態に終止符が打たれたが、かれらの国外への流出を恐れた王権は、翌1497年にキリスト教への強制改宗を実施、以後、「新キリスト教徒」と呼ばれるようになる。ユダ

ヤ教徒であったときには法的に区別／差別されていたかれらは、それまでキリスト教徒にのみ許されていた分野に進出するなど活動範囲を広げる一方、既得権益を守ろうとする「旧キリスト教徒」と軋轢を起こすことになり、1506年にはリスボンで新キリスト教徒に対する大虐殺事件も発生する。

王権は当初かれらを保護していたが、ジョアン3世は、教皇庁との交渉の結果、1536年、リスボンに異端審問所を設立する。新キリスト教徒たちは、異端審問所による監視と迫害の対象となったため、異端審問所の設立が現実的になってきた1530年代以降、国外へ逃亡するものが増加するのだが、その逃亡先の一つがエスタード・ダ・インディアであった。ポルトガルからインドに向かうルートは二つあった。一つはインドに向かうポルトガル船に乗り込むルートであったが、もう一つのルートが、フランドルを経由してフランスから地中海、さらにオスマン帝国を経由してホルムズに向かい、そこからインドへ至るルートであった。こうしたインドへの逃亡を可能にしたのが、ヨーロッパから地中海・オスマン帝国を経てアジアに広がるユダヤ教徒のネットワークであった [Cunha, 1995]。

こうした事態を受けて、ゴアにも1560年に異端審問所が設置される。ゴアで異端審問の対象になったものの多くは、ポルトガル領に移り住んだ新キリスト教徒であったが、ヒンドゥー教徒を中心とする現地人の改宗が進むにつれて、こうした非ユダヤ系の改宗者も対象になっていた。ポルトガルとその植民地においては、リスボン、コインブラ、エヴォラ、そしてこのゴアの4ヶ所に異端審問所が設置され、19世紀に廃止されるまで活動していたのだが、図①は、この異端審問所の処理件数をBethencourtがまとめたものである。表中「世俗の手への引き渡し」とあるのは、異端から回復する見込みがないと判断された逮捕者が、公開の儀式「アウト・ダ・フェ」で刑に処せられた数である。表からも見て取れるように、ゴアにおける審理件数は、ポルトガルの他の異端審問所と比較しても多いことが分かる。その活動の実情についてはさらに詳細な検討が必要であるが、いずれにせよ、ゴアの異端審問所は、ポルトガル本国の異端審問所にも劣らず活発に活動していたと言えるだろう。そして、ヨーロッパにおいては、フランス人旅行者シャルル・ドゥロンの体験記などからもゴアの異端審問所の活動が喧伝され、ポルトガル植民地の「黒い伝説」を形成する一因ともなった。

表①：ポルトガル異端審問所の審理件数と「世俗の手への引き渡し」件数

時 期	リスボン			コインブラ			エヴォラ			ゴ ア			全 体		
	審理件数	年平均	「引き渡し」	審理件数	年平均	「引き渡し」	審理件数	年平均	「引き渡し」	審理件数	年平均	「引き渡し」	審理件数	「引き渡し」	%
1536～1605	3,376	48	256	2,248	56	193	2,739	39	203	1,831	41	103	10,194	755	7.4
1606～1674	3,210	46	337	4,877	71	261	6,703	97	265	7,691	99	?	22,481	863	5.8
1675～1750	2,844	37	209	3,079	40	93	1,281	17	28	3,347	51	59	10,551	389	3.7
1751～1761	296	18	9	170	14	0	327	27	11	798	47	37	1,591	57	3.6
全 体	9,726	42	811	10,374	51	547	11,050	48	507	13,667	66	?	44,817	?	?

[Bethencourt, 1996] 所収

(2) イエズス会のポルトガル進出とアジア

1540年に認可されたイエズス会は、1542年にはポルトガルに入国し、リスボンやコイン

ブラ、エヴォラといった主要都市にコレジオを設立するなど積極的な活動を行う一方で、フランシスコ・ザビエルを嚆矢としてポルトガルの海外植民地に進出し、南米やアジア各地で精力的な布教活動を行ったことは周知のとおりである。ゴアにおいては、コレジオ・デ・サン・パウロを設立・経営するなど宣教者の育成を行い、またインドの北部州に不動産を獲得するなど財政基盤を整える一方で、ここを起点にアジア各地で布教活動を展開していた。日本における布教活動も、こうした世界規模での布教活動の一環である [高橋, 2006]。

ところで、興味深いことは、こうしたアジアにおける布教活動の展開と連動して、ポルトガル南部の中心都市であるエヴォラを拠点に「内なる宣教 (missão do interior)」、いわば、ポルトガル国内における布教活動を行っていた。その中心となったのが南部アレンテージョ地方の中心都市エヴォラである。大司教座が置かれていたエヴォラでは、枢機卿親王エンリケが大司教位にあった時期に、コレジオ・ド・エスピリト・サントが設立され、ここを中心にエヴォラ大学が設立、その経営はイエズス会に委ねられることになる (1559～1759)。そして、このエヴォラでの教育活動を通じて、イエズス会は、海外布教に携わる人材を育成する一方、アレンテージョ、アルガルヴェといったポルトガル南部における「内なる布教」も推進していく [Palomo, 2003]。

このように、ポルトガルにおける対抗宗教改革の担い手として重要な役割を果たしていた異端審問所とイエズス会の活動は、ポルトガル本国とエスタード・ダ・インディアにおいて連動しているということが出来るだろう。

(3) トレント公会議とゴア教区会議

ポルトガルは、早期にトレント公会議の決議を受け入れ、国内法に組み入れた国であった。公会議が終了した1563年、ポルトガル国王はセバ스티アン (位1557～78) であったが、幼少のため大叔父にあたる枢機卿親王エンリケ (1512～1580) が摂政として国政の中心に位置していた (1562～1568)。エンリケは、マヌエル1世の7男として、早くから聖職の道に進み、リスボン大司教やエヴォラ大司教などを歴任、1545年には枢機卿にも叙せられるなど、ポルトガルで最も影響力のある聖職者の一人であり、教皇使節も兼任、異端審問所長官にも任ぜられている。このように、ポルトガルにおいて教会権力のトップと国王権力のトップを一人の人物が兼ねているという稀有な時期に、トレント公会議の決議事項がポルトガルに受け入れられたのである。エンリケを中心に正式な受け入れ行事が行われるとともに、1564年にはラテン語版とポルトガル語版が出版され、さらに本国とその植民地の高位聖職者には回状が送られ、決議の受け入れが進められた [Caetano, 1965] [Silva, 1990]。

このように、トレント公会議の決定は、ポルトガル本国と同時にポルトガルの海外植民地においてもほぼ同時に受け入れられることになったが、そうした事態を最もよく体現しているのが、ゴア教区会議であった。

定期的に教区会議を開催するというトレント公会議第24盛式会議での決定事項に基づき、1567年の「第1回ゴア教区会議」を皮切りに、1606年まで、5回の教区会議が開催された。表①は、このゴア教区会議における決議事項や教令を、Patrícia Souza de Fariaがまとめたものである。トレント公会議を通じて確認されたローマ・カトリックの信仰を確認し宣

明する決議に続いて、異教徒や新改宗者に関する決議が行われ、それに続いて、教会の改革や習俗の改革についての決議が行われているという手順は、1585年の教区会議の第3決議事項においてトマス派キリスト教徒の問題を取り扱っている以外は、すべての会議に共通している。

これらの教区会議の決議事項を基に、António da Silva Regoは、カトリック教会と異教との関係性について、キリスト教を布教する際の理念と実践の乖離を読み取り [Rego, 1967]、Fariaは、司教や教区司祭の役割の強化や典礼の統一といったトレント公会議を性格付ける基本路線がアジア世界に持ち込まれたことを確認すると同時に、第2決議事項に見られる異教徒や新改宗者の取り扱いに関しては、トレント公会議以前のイペリア半島で行われていた慣習の影響があるという指摘を行っている [Faria, 2013]。

次章では、第1回ゴア教区会議の決議事項を分析することを通じて、エスタード・ダ・インディアのカトリック教会が直面していた状況や課題について検討する。

表②：ゴア教区会議決議事項一覧（第1回～第5回）

教区会議(年)	決議事項1(教令数)	決議事項2(教令数)	決議事項3(教令数)	決議事項4(教令数)	決議事項5(教令数)
第1回(1567年)	信仰の宣明(1)	異教徒および「新改宗者」について(47)	教会の改善(35)	慣習の改善(33)	
第2回(1575年)	信仰の宣明(3)	異教徒および「新改宗者」について(12)	教会の改善(18)		
第3回(1585年)	信仰の宣明(3)	異教徒および「新改宗者」について(30)	トマス派キリスト教(10)	教会の改善(31)	慣習の改善(10)
第4回(1592年)	(資料無し)	異教徒および「新改宗者」について(14)	教会の改善(16)		
第5回(1606年)	信仰の宣明(7)	異教徒および「新改宗者」について(33)	教会の改善(76)	慣習の改善(33)	

[Faria, 2013, p.223] 掲載の表を基に作成

第2章：「第1回ゴア教区会議教令集」から見たエスタード・ダ・インディア

1. 第1回ゴア教区会議

1567年、初代ゴア大司教ガスパル・レアンによって第1回ゴア教区会議が招集された。コチン司教ジョルジェ・テムドやマラッカ司教代理、さらにはドミニコ会やイエズス会、フランシスコ会など修道会の上長や高位聖職者が出席して行われたこの会議の決議事項は、翌1568年に出版される。本稿は、Cunha Rivara編纂の“Arquivo Portuguez Oriental (1862年刊。以下、APOと略記)”と、António da Silva Rego編纂の“Documentação para a História das Missões do Padroado Português do Oriente (1953年刊。以下DHMPPOと略記)”を参照し、史料の訳出に関してはDHMPPOを用いる（ポルトガル語の綴字もこれに従う）。

その前文、当時のゴア大司教ジョルジェ・テムドの書状においては、この会議での決定事項を高位聖職者のみならずこの教区のすべての教会、そしてキリスト教徒に周知徹底させるため、「教区会議（の決議内容）は、すべてについて読まれ、知られるために、我らのポルトガル語に翻訳され、印刷されることが決定された」と述べ、その上で、

そのことによって、余は勧告する。この余の教区のすべての高位聖職者は、自らの権能において、これらの教令の内容すべてを公刊させ、完全に遵守させるよう、そして、この余の大司教座のすべての修道院長、助祭、教区司祭は、すべてのものにとって明白で、分からないふりをするのが出来ず、それらをまるごとそのまま遵守するようなやり方で、自らの説教の中で、その小教区信徒 (freguezes) に (民衆に関するものを) 読み通知するよう。 [DHMPPO, vol. X, p.335]

と、教区会議の布告の中で民衆に関するものについては、説教を通じて小教区信徒に周知徹底させることが勧告されている。また、この書状の中では、教会の権力が及ばない分野については、国王に実行を要請することを述べ、教会権力と世俗権力が協力して公会議の決定事項を実施していくことが明らかにされている。

2. 信仰と教会

決議事項1は、「信仰の宣明 (Protestação da Fé) の教令」1件のみである。この中では、教区会議の開催年や場所、出席者について述べた後、

すべてのものはまず、神に感謝を捧げたが、神は、真実の光の源であり、すべての慰めの神であり、慈悲の父であり、かくも長きにわたって暗黒の君主 (principe de trevas) の支配に従属していた東インドの民 (as naçoens da India Oriental) に、この時、その神聖なる光と福音のまことを伝えられることを良しとし、(いともキリスト教徒なるポルトガル国王を通じて) かれらの間から迷信を打ち払い、かくして真の信仰と宗教、我らが主イエス・キリストの御名は広まり、キリスト教共同体 (Republica Christã) のさらなる進展により、この司教たちの集会が行われることが必要となったのだが、それは、この教区においては、神の善により、インドの使徒・至聖者聖トマスの時代以来、初めてのものなのである。 [DHMPPO, vol. X, p.337]

と、インドにキリスト教を伝えたとされる使徒トマスも引き合いに出しながら、インドにおけるこの公会議の意義について強調する。続いて、古代の教父の模範や教義に従い、カトリック信仰の告白を宣明し、トレント公会議の教令をまるごと受け入れることを決定し、この会議がトレント公会議の決議事項に立脚することを確認している。この会議の目的として、異教徒 (infieis) へのキリスト教の拡大や、新改宗者の保持、キリスト教徒から悪習 (maos costumes) を取り除くこと、教会の綱紀粛正などを挙げた後、以下の事柄を信奉することを確認している。それは①ローマ教会で用いる信条 (ポルトガル語版を掲載)、②使徒的・教会的伝承、③聖書 (ただしカトリック教会の解釈に則ったもの)、④七つの秘跡 (洗礼、堅信、聖体拝領、告解、終身塗油、叙階、結婚)、⑤原罪と義認、⑥聖体と実体変化、⑦煉獄の存在、⑧聖者・聖遺物によるとりなし、⑨贖宥、⑩教皇への服従と教会法・公会議での決定事項の遵守、だった。

この決議事項1を受けて、以下、様々な教令が決定されているのだが、異教徒の改宗や慣習の改善に関する教令は次項で検討することにし、ここでは、決議事項3「教会の事柄

の改善について (Da Reformação das Couzas de Igreja)」に収められている教令について簡単に検討する。表③はそれを一覧にしたものである。

表③：「決議事項③」一覧

教令	内 容	教令	内 容
1	祈祷・ミサ・秘跡はローマ教会のそれと一致	19	ミサを執り行う際の規定
2	聖体の祭りを祝う時期について	20	ミサの際の喜捨の規定
3	復活祭の行列について	21	遺言なしの死者に対するミサの規定
4	説教を行うものの準備と資格	22	祝祭日のミサは主祭壇で行うこと
5	修道院における聖書講義について	23	聖具の保管について
6	聴罪司祭の資格と方法	24	信心会の世話役は聖職者への喜捨を金銭で行うこと
7	聖職者の移動・派遣について	25	彫像の聖像の衣装について
8	聖職録保有者その他の移動について	26	高位聖職者が罰金刑を科す時の注意
9	叙階委託書を携えてやって来た聖職者について	27	献金を募る時の条件について
10	教会人による異例な巡回の禁止	28	大司教区憲章の遵守及び改訂について
11	聖職者の放浪の禁止	29	聖画を描くときには高位聖職者に連絡
12	ミサで使用するワインの混入禁止	30	パイ・ドス・クリスタンスを務める人物は高位聖職者から副王に提示
13	聖母を祀る祠と祝祭について	31	教会は司直の手を逃れるものを匿わない
14	副王・教区司教を除き棺台の作製を禁止	32	奴隷が死んだ時の主人の宗教的義務
15	教会内での座席指定や時間の確定	33	死亡した聖職者の財産の取り扱い
16	教会内では男女の席を別に	34	修道院を建てる際には教区司教の許可
17	教会施設内での食事・睡眠・賭け事の禁止	35	異教徒へ軍需物資その他を送ることの禁止
18	国王からの給付の効率化		

これによれば、ミサや祝祭、秘跡など、教会での儀礼に関する内容や、聴罪司祭の資格、聖職者の移動など、教会の運営に関する教令が収められている。教令28では、この教区会議で承認され1568年に出版される『大司教座憲章 (as constituições deste Arcebispado)』の遵守と改訂について定めており、これら布告や憲章を通じて、トレント公会議の決定事項に則った教会組織・運営をエスタード・ダ・インディアにおいて実現しようという意図が明らかにされている。例えば、教令4においては、

そして、神聖なるトレント公会議が、(たとえ律修聖職者であろうとも) 何人たりとも司教に反駁するような説教を行わないことを規定しているので、以下のように決定する。人文課程を修了した後、聖書とスコラ学を含む神学過程を3年間受講してお

らず、25歳に達せず、教区司教の前でなにかの説教を行い、別物ではないと確認されてないものは、在俗であろうと律修であろうと、いかなるものも説教を行うことが認められないものとする。そして、この聖なる会議は、説教者たちに以下のことをおおいに勧める。難しい問題を取り扱わず、教会で受け入れられている聖なる博士たちに従い、平易かつ共通の解釈によって福音を宣明すること、そして民衆に、悪徳を避けるよう諭しながら、聴衆に合わせつつ、信仰の条項や秘跡、その他魂の救済のために必要な教義を宣明するように。 [DHMPPO, vol. X, p.369]

説教を行うものの資格や方法まで細かく決め、民衆にも教えが届くよう配慮しているところに、トレント公会議以降のカトリック教会の特徴がよく現れていると言えるだろう。興味深いのは、現地の状況に対する対応である。教令2においては

この教区（ディウからコモリン岬まで）においては、当地の冬の影響によって、聖体の祝祭（*Corpus Christi*）を、教会が定めた日に、ふさわしい荘重さでもって執り行うことが出来ないのも、今は無き教皇パウルス3世聖下に、この祝祭の日を他の時に移すことをお認め頂くようお願いしていたが、教皇聖下はそのことをお認めになり、復活祭の8日目の後の木曜日に祝うよう命じられた。そして、現在まで、修道士たちは、この日に聖体祭を祝わず、教会で慣例となっている日に祝っているので、当会議は、この勅書の内容に鑑み、修道士たちは、祝日の遵守と同様、祈祷においても、上述の木曜日に聖体祭を祝うよう義務付けられることを宣言する。

[DHMPPO, vol. X, pp.367-368]

このように、カトリック教会では「三位一体の主日（5月～6月の移動祝祭日）」の後の木曜日に行われるべき聖体祭の日を、現地の気候に合わせて移動させるとともに、修道士たちにもそれを徹底させ、聖体祭という、戸外での行列も行われる祝祭が、ふさわしい荘重さで執り行われるよう図っているのだが、これは、現地の新改宗者ならびに異教徒に、カトリックの祭礼を誇示する意図もあったのではないかと考えられる。

また、次項で取り扱う改宗者や異教徒に関する布告も存在する。布告30においては、「新改宗者のパイ・ドス・クリスタンス（*Pays dos Christãos novamente convertidos*）の仕事をする人物は、高位聖職者から副王に提示すべきこと」を、ポルトガル国王に要請しており、新改宗者の世話をする重要な人物の選定を教会が行うことが規定されており、また、異教徒に対しては、教令35で武器や必需品の引き渡しなどが問題とされている。

3. 異教徒と新改宗者

アジアのカトリック教会は、イスラム教徒やユダヤ教徒、「ジェンティオ（*gentio*）」と総称されるヒンドゥー教徒や仏教徒など、そして東方教会系のキリスト教徒といった、異なった信仰を持つ多様な人間集団に取り巻かれていた。さらに、ポルトガルからやって来た「新キリスト教徒」の存在も、事態を複雑にしていた。それに加えて、毎年来航するポルトガル人、役人、さらには現地に土着化したポルトガル系住民「カザード」たちが作り

上げる地域コミュニティも、教会にとっては改善の対象であった。

先述のように、この会議の目的には、異教徒の間にキリスト教信仰を広めることと、新改宗者の維持があった。それに関する教令をまとめたものが決議事項2「異教徒と新改宗者について」であり、表④はその一覧である。さらに、教会は、決議事項4で現地の「慣習の改善」についても踏み込んでいる。表⑤はその一覧である。本項では、この二つの決議事項に収められた教令の検討を通じて、アジアのカトリック教会が向き合わねばならなかった課題と、当時のエスタード・ダ・インディアが抱えていた問題について考察する。

(1) 異教徒と新改宗者

決議事項2は、以下の教令から始まる。

この教区には、はなはだしい数の異教徒がおり、世のまことの光であるイエス・キリストのことを知らず、まことの神として崇めることもしない。それにより、この聖なる会議は、我らの救世主であるこのイエスの足跡に従い、これをまずは眼前に明らかにし、すべてのものに福音のまことを知らしめる。それゆえ、異教徒がしかるべき方法でカトリックの信仰へと改宗し、改宗するものが常にその信仰を保つために、以下の有益な決定によって措置を行うことを決定した。第一に、あるものを、威嚇や恐怖を用い、力によって我々の信仰や洗礼に導くことは正当でないことを規定する。

[DHMPPO, vol. X, p.341]

このように、異教徒をキリスト教徒に改宗させる際には、強制してはならないという原則を確認したうえで、教区会議は、異教徒の改宗について、洗礼までに準備期間を置くこと、強制でないことを確認するなどの慎重な取り扱いと、改宗後の保護について規定する一方で、さらに、異教徒への説教や、異教徒の地に教会を建てるなど、異教徒にキリスト教を広めるための措置も種々規定している。さらに、決議事項3におけるイスラム教の「金曜日」の遵守や、決議事項4の教令2における、バニアンと称される現地人が守っている「不殺生戒」の遵守を問題にするなど、異教の慣習に制限を加えることも規定されている。

注目すべきは、前出のジョルジェ・テムドの書状で勧告されているように、民衆に知らせるべき教令が多数存在していることである。民衆向けの教令については、Cunha Rivara編のAPO版によると、決議事項2の教令1～8、10、11、13～33の欄外には‘Povo（民衆）’の指示があり、教会での説教を通じてこれらの教令を周知徹底し、民衆を「教化」しようという意図が見て取れる [APO, fascículo 4, pp.9-33]（なお、APO, fascículo 4の最終ページにpovoについての誤植訂正の箇所があり、本稿ではそれに従っている）。

表④：「決議事項2」一覧

教令	内 容	教令	内 容
1	異教徒を強制的に改宗させることを禁止(P)	25	異教徒に家を貸すことの禁止と居住区分(P)
2	ジェンティオに意に反して食事を与えない(P)	26	ユダヤ教徒に対する措置(P)
3	異教徒の子供や奴隷の洗礼について(P)	27	異教徒を公職から排除(P)
4	両親のどちらかが改宗した子供の取り扱いについて(P)	28	聖画その他を異教徒に作らせることを禁止(P)
5	異教徒への説教に関する措置(P)	29	異教徒の医師・助産婦の世話にならない(P)
6	異教の聖職者の追放(P)	30	ホルムズでは金曜日にも通関手続きを行う(P)
7	異教への勧誘の禁止(P)	31	日曜日やキリスト教の祝祭日の遵守(P)
8	改宗者への威嚇行為禁止(P)	32	イスラム教徒のポルトガル船乗船の制限(P)
9	偶像崇拜の禁圧・モスクの破却	33	キリスト教の祝祭・行列の際の異教徒の行動制限(P)
10	異教徒との交際の禁止(P)	34	異教徒が自発的に改宗を望んでいるかどうかの確認
11	異教徒領への巡礼等の禁止(P)	35	異教徒の書物・聖遺物の通関禁止
12	高利・重婚などの禁止	36	改宗を希望する異教徒の取り扱い
13	異教徒の孤児の後見人はキリスト教徒に(P)	37	異教徒が洗礼を希望してから授けるまでの期間
14	異教徒の妻子が改宗した際の扶養義務(P)	38	洗礼志願者を保護するものへの配慮
15	村落社会における改宗者への優遇(P)	39	キリスト教徒・異教徒の衣服による区別
16	異教徒がキリスト教徒を奴隷にすることを禁止(P)	40	元キリスト教徒であった奴隷の救済
17	異教徒が奴隷を購入して他所へ売りに行くことを禁止(P)	41	新改宗者の訴訟について
18	マラッカにおける改宗した奴隷の取り扱い(P)	42	新改宗者とジェンティオの交流・交際の禁止
19	異教徒の支配者が改宗希望者の財産を奪うことの禁止(P)	43	新改宗者は決まった日に教会に
20	異教徒のいるところに教会を建てる(P)	44	秘跡を授ける際の注意
21	異教徒の犯罪者が改宗を希望する場合の取り扱い(P)	45	新改宗者の埋葬への便宜
22	異教徒の夫婦のどちらかが改宗した場合の措置(P)	46	新改宗者に適した教理書の作成
23	キリスト教徒と異教徒が同じ家に住むことを禁止(P)	47	信仰についての決定事項に反するものの破門
24	キリスト教徒と異教徒との交際の禁止(P)	※(P)とあるのは、'Povo (民衆)' の指示のあるもの	

表⑤：「決議事項④」一覧

教令	内 容	教令	内 容
1	遺言の執行について	18	カピタンによる船主の積荷制限の禁止
2	バニアの不殺生戒に対する禁止	19	カピタンが航海を望むものに貸付金を強要することを禁止
3	賭け事の禁止	20	カピタンが自分の管轄の商人に貸付金を強要することを禁止
4	現地の解放奴隷の転売の禁止	21	カピタンによる徴発行為の慣習の禁止
5	奴隷への虐待の禁止と宗教儀礼への参加	22	カピタンが異教徒の地に商人を送ることへの留保
6	遺言通り奴隷を解放すること	23	カピタンが異教徒の地に送った商人に秘跡を授けること
7	キリスト教徒と異教徒の売春婦の居住区分	24	カピタンが地元民に戦争を仕掛けることの禁止
8	イスラム教徒、外来のジェンティオ、売春婦の居住について	25	カピタンが自分の商品を強制的に買わせる慣習の禁止
9	異教徒の地を行きかうキリスト教徒に秘跡を授けること	26	カピタンがいくつかの商品について独占していることの禁止
10	不正に奴隷とされたものへの措置	27	カピタンや役人による必需品の仲買と小売の独占の禁止
11	国王の借入金の処理について	28	偶像崇拝やジェンティオの祭りに便宜を図った告解者の取り扱い
12	カピタンによる物資の売買の独占の禁止	29	聖職者の法令の遵守と執行
13	カピタンによる航海の制限の禁止	30	高位聖職者による違反者の処罰
14	カピタンが積荷料をつりあげることの禁止	31	信仰の宣明と誓約についての教皇勅書の遵守
15	カピタンが商人に売買を制限していることの禁止	32	次回教区会議の日程その他
16	カピタンによる出航停止の禁止	33	決議内容への賛成の確認
17	カピタンによる商人の積荷制限の禁止		

しかし、改宗事業には大きな問題があった。それは、キリスト教徒及び新改宗者と、異教徒との接触である。様々な教令で、偶像や寺院の破壊、異教的慣習の禁止や妨害、聖職者の追放など、異教の影響力の排除を規定しているのだが、人数的には圧倒的少数であり、港市を拠点としてネットワークを構築しながら、アジアにおける交易活動を通じて成り立っているポルトガルの植民地帝国において、非カトリック集団との接触は避けて通れないものであった。こうした状況下、この会議は、いくつかの教令で、キリスト教徒とそれ以外の「区分」を主張している。決議事項4・教令7は、キリスト教徒の売春婦と異教徒の売春婦の居住区分を規定しているのだが、さらに決議事項3・教令8においては

この諸地域において行われている大なる悪徳を防ぐために、当会議は、外来のイスラム教徒とジェンティオ、そして売春婦は一定の場所に住むよう制限されるべきことを決定し、そして、市参事会の世話役や役人に強く勧告する。かかる決定を、教令をもって命じ、それが実行され、そして上述の場所についても規定するよう。同じく、ハンセン氏病患者のいるサン・ラザロ教会のある場所よりも街から遠い、切り離された場所にその場所を作るよう勧告する。

[DHMPPO, vol. X, pp.385-386]

こうした区分は、さらに服装にも及ぶ。決議事項2・教令39においては

アルメニア人、グルジア人のような、外来のキリスト教徒は、どのような民族であれ、我らの土地に来るものは、キリスト教徒として認識されるために、われわれ地元のキリスト教徒のような服装をするか、少なくとも頭は我らのように装うべきである。そのことはまた、新たに改宗したキリスト教徒にも行われるべきである。さらに、いかなるモーロ人、あるいはその他の異教徒も、キリスト教徒の服装をすべきではなく、そして、ジェンティオの女性は、地元のキリスト教徒の女性から区別するため、それと分かるように、すべての衣装にながしかのしるし (algum sinal) をつけるよう命じることを、当会議は国王陛下に要請する。

[DHMPPO, vol. X, pp.363-364]

居住の区分や服装による区別は、すでに指摘されているように、中世のイベリア半島において行われていたユダヤ教・キリスト教・イスラム教の「共存」と、都市における居住区の分離という経験の影響があると思われるのだが、相対的にキリスト教徒が少数であるアジアにおいては、さらに切実な課題であっただろう。その一方で、ユダヤ教徒については、

ホルムズ、そしてその他の国王陛下の土地に居住するユダヤ教徒が、我らの聖なる信仰にとって重大な害悪となってきた。このことから、当会議は、100パルダウ、あるいは高位聖職者が判断すればさらに多くの罰金をもって、いかなるキリスト教徒も、その船で、国王陛下の土地や、その他キリスト教徒が商売を行っている土地に、ユダヤ教徒を連れて来たり連れて行ったりしないよう命じるが、進んで法を行うものが少ないために、もし執行されないならば、いかなるユダヤ教徒も我らの地に住むことはなく、来ることもないとの国王陛下の命により副王が作った法を完全に執行することを世俗の司直に託するものである。そして、陛下にこいねがうのは、この法を確認し、ホルムズのユダヤ教徒を放逐することを欲せられますよう。

[DHMPPO, vol. X, pp.357-358]

と、アジアにも進出し世界規模でのネットワークを形成しているユダヤ教徒を、ポルトガルの影響力の及ぶ範囲では、本国同様徹底的に排除しようと言う教会当局の意図が読み取れる。しかも、このユダヤ教徒問題は、アジアの海にやって来た「新キリスト教徒」の

問題とも絡んで、教会当局にとっては頭の痛い問題であったことがうかがわれる。

(2) 「交易拠点帝国」とカトリック教会

ポルトガル人の交易ネットワークの中で、重要な「商品」の一つが奴隷であり、大西洋を中心に大規模な奴隷取引を行っていたことは知られているが、ここアジアにおいても盛んに奴隷の取引を行っていた。ポルトガルの各拠点都市では、奴隷を使役する社会が形成され、多くのヨーロッパ人訪問者の注目を引く事柄となっていた [疇谷, 2013]。

こうした「奴隷の帝国」ポルトガルにおいて、カトリック教会は、奴隷の魂の救済についても配慮する必要があった。奴隷に関する教令は、複数の決議事項にまたがって存在している。奴隷をミサにあずからせることや、奴隷を虐待しないこと、遺言通り奴隷を解放することなど奴隷の主人に対する扱いについて規定しているが、なかでも興味深いのは、決議事項4・教令10である。

この教区においては、不正に奴隷とされた奴隷 (*escravos mal captivos*) が多数存在し、奴隷たちを所有するものの魂にとっても、奴隷たちをかかれらの土地から連れて来るものの魂にとっても、大いにそれを損なうものとなっていることを聞き及んでいるので、当会議は、こうしたものたちに救済を与えんと欲し、かれらが捕われたやり方について情報を得て、日ごろ奴隷たちをその土地から連れて来る多くの者たちからの情報により、分かったことは、こうした地方（主として、ゴアの街から南に向かうところ）からの奴隷はほとんどすべて、不正に捕われたものであり、20件あるとすれば、正当に捕われたもの (*bom cativo*) は、4件ぐらいであろうと思われる。奴隷の主人たちが、（他のやり方、すなわち人が正当に奴隷となる方法をさておいて）その無知から魂を失うことのないよう、得た情報に基づき、この地方では、以下の5つの場合のみ、奴隷を保有することが出来ることを宣告する。まず、女奴隷の息子であること。次に、敵との正しい戦争によって獲得されたものであること。第3に、自由人であるものが、自然法に則っている法で明らかにされている条件に従って、自分自身を売ったものであること。第4に、父親が、やむにやまれぬ必要性から、その子供を売ったものであること。第5に、奴隷にすることが行われた場所において、何らかの違反、もしくは犯罪を行ったという理由から奴隷にするよう命じているという、正当な法が存在すること。

[DHMPPO, vol. X, pp.386-387]

このように、カトリック教会側から、「正当な奴隷化」について5つの事例を挙げ、それ以外の奴隷の売買・輸送を禁じ、ポルトガル人の奴隷取引に一定の制限を設けようとしているのである。

こうした、交易活動へのカトリック教会の介入の例として、さらに興味深いものが、拠点の防衛あるいは交易ルートの航海を指揮し、現場の最高責任者となっていた「カピタン」の交易活動に対する布告である。「慣習の改善について」と題される決議事項4において、全教令の半分近くを占めるものが、カピタンによる様々な「不法行為」の禁止と損害賠償である。例えば、決議事項4・教令15においては、

当会議は以下の様に聞き及んでいる。当教区において、カピタンの中には、要塞担当であれ、航海担当であれ同様に、自らの魂と隣人とはなはだしい損害を与えながら、なにがしかの不正を用い、もしかするとそれを慣習により正当なことだと信じているものがあるのだが、それらの多くはモーロ人その他の異教徒の専制支配の始まりとなっている。かくして、健全な解決策をもってかれらを救わんと欲し、以下のことを宣告する。第一に、かれらの管轄の場所で、自分たちが売るためのものを売ったり、買いたい商品を買ったりするまで、商人たちが望むとおり自由に売買することを禁じたり、自分たちのためにより良い商品を選んで、儲けの出ない商品を商人たちに残しておくということは、正当なことではなく、それによって損害を受けた者がだれであれ、賠償する義務があるものとする。 [DHMPPO, vol. X, p.390]

このように、商取引や航海におけるカピタンの様々な職権濫用が、第4決議事項の教令15～27において列挙されている。エスタード・ダ・インディアが、拠点となる港市とそれをつなぐ航海ルートによって構築された「点と線の支配」であったため、それぞれの現場で指揮権を有していたカピタン職にあるものが、その任期中に、私腹を肥やすため様々な不正行為を行うのは自然な流れであったが、現地の商人たちは、こうしたカピタンの活動によって損害を受け、それを教会当局に苦情として持ち込んでいた背景がうかがわれる。

以上、本章では、第1回ゴア教区会議の決議事項・教令を検討し、アジアにおけるカトリック教会が直面した課題と、その対策について考察した。これらの決定事項・教令は、当時のエスタード・ダ・インディアがどのような状況にあったかを知る重要な手がかりともいえるだろう。これらの教令を裏返しに読めば、当時のエスタード・ダ・インディアでは、キリスト教徒と異教徒が同じ街区に暮らし、交際を持ち、ホルムズではイスラム教徒の聖なる金曜日には通関業務が行われず、等々、多様な宗教がある種の共存関係にあり、そうした状況が、カトリック教会当局から問題視され、教区会議においてその対策について議論されていたことがうかがえるのである。

おわりに

第2決議事項・教令47は、以下の文言で締めくくられている。

この聖なる会議は命ず。この公会議において信仰のために決定された事柄に反することを言ったり行ったりしたものは、それによって偶像崇拜や異教の典礼に好都合となることから、そのこと自体によって (*ipso facto*) 呪われ、破門され、我らが主イエス・キリストの神秘の体から切断されるものとする。それは戦う教会 (a Igreja militante) であり、勝利の教会であり、かくも重大な罪を犯した者は、そこから分離されねばならない。そして、異端審問官と教区司教は、かれらに対し、信仰に疑念を抱かせ、異教に便宜を与えるものとして、処分を行うように。

[DHMPPO, vol. X, p.367]

第1回ゴア教区会議の決定事項を受け、1567年12月4日付け副王令が、国王セバステイ

アンの名前で布告されたが、この副王令においては、教区会議の決議事項を受けて、以下のような対策を取ることが盛り込まれている [DHMPPO, vol. X, pp.405-413]。

ゴアの各小教区において、ジェンティオ住民の名簿を作成し、50人ずつ日曜ごとにキリスト教の教理について聞くこと。ポルトガル領においては異教の聖職者は存在を許されないこと。異教の建築物の不許可と破壊、ならびに聖遺物・聖典の破却。異教の地への巡礼や祝祭参加の禁止。重婚・一夫多妻の禁止。異教徒の孤児にキリスト教徒の後見人をつけること。改宗者に対する土地所有の優遇。キリスト教徒と異教徒の居住の区分。ユダヤ人の居住及び来航の禁止。異教徒の公職からの追放。服装による区別。等々、教区会議の決議事項のかなりの項目が、この副王令によって認められ実行されることが決定されている。

このように、教会権力と世俗権力が協力して、アジアの地にキリスト教を広めようという意志が見て取れる。その一方で、決議事項4の大部分を占めているカピタンに対する苦情について、王権側がどのように対処したのか、この副王令は言及していない。また、第1回教区会議の決議事項がどこまで実行されたのか、また新たな課題は見つかったのかなど、その後のゴア教区会議における決議事項・布告の検討及び比較も重要な論点ではあるが、今回は検討することが出来なかった。

この教区会議が開催された1560年代、エスタード・ダ・インディアはすでに停滞局面にあった。本国においては、1578年、十字軍の理想に憑かれた国王セバ스티アンがモロッコ遠征で戦死。それを受けて即位した枢機卿親王エンリケも1580年に没すると、ポルトガル王位はスペイン国王フェリペ2世に移り、ポルトガルとスペインの同君連合という事態が出来る（～1640年）。その一方、環シナ海世界においては、マカオを拠点に日本・長崎との交易が本格化し（1570年～）、有望な交易ルートとして成長、ポルトガル商人を引き付けるとともに、日本におけるキリスト教布教も本格化する。ゴア教区会議の決議事項・布告が、日本におけるキリスト教布教の進展とどのような関係にあるのかなども興味深いところではあるが、すでに筆者の能力を越えている。以上のような事柄も踏まえ、より大きな枠組みからの検討が今後の課題となろう。

[参考文献]

—一次史料—

Rego, António da Silva (ed.) (1953), *Documentação para a História das Missões do Padroado Português do Oriente*, Agência Geral do Ultramar (リスボン国立図書館所蔵PDF版).

Rivara, J.H. da Cunha (ed.) (1862/1992), *Arquivo Portuguez-Oriental*, fascículo 4, Asian Educational Services.

—二次文献—

Bethencourt, Francisco (1996), *História das Inquisições-Portugal, Espanha e Itália*, Temas & Debates.

Boxer, C.R. (1965), *Portuguese Society of Tropics*, The University of Wisconsin Press.

Boxer, C.R.(1969), *The Portuguese Seaborne Empire, 1415-1825*, Hutchinson.

- Caetano, Marcello (1965), A recepção e execução dos decretos do Concílio de Trento em Portugal, in *Revista da Faculdade de Direito da Universidade de Lisboa*, 19, pp.7-87.
- Faria, Patricia Souza de (2013), Os concílios provinciais de Goa: reflexões sobre o impacto da “Reforma Tridentina” no centro do império asiático português (1567-1606), in *Topoi*, Rio de Janeiro, v.14, n.27, pp.218-238.
- Marques, A.H. de Oliveira (1997), *História de Portugal*, 3 vols, Editorial Presença (13.^a edição).
- Palomo, Federico (2003), Fazer dos campos escolas excelentes, *Os jesuítas de Évora e as missões do interior em Portugal(1551-1630)*, FCG-FCT/MCES, Lisboa.
- Rego, António da Silva (1967), A Liberdade Religiosa e o I Concílio Provincial de Goa (1567), in *Memórias da Academia das Ciências de Lisboa*, Classe de Letras, Tomo X, Lisboa.
- Santos, Catarina Madeira (1999), *«Goa é a chave de toda a índia»*, *Perfil Político da Capital do Estado da Índia (1505-1570)*, C.N.C.D.P., Lisboa.
- Silva, Amélia Maria Polónia da (1990), Recepção do Concílio de Trento em Portugal: As Normas Enviadas pelo Cardeal D. Henrique aos Bispos do Reino, em 1553, in *Revista da Faculdade de Letras-História*, Porto, II Série, vol. X, pp.137-175.
- Souza, Teotónio R. de (1993), *Goa Medieval, A Cidade e o Interior no Século XVII*, Editrial Estampa.
- Thomaz, Luís Filipe F.R. (1998), Esturutura Política e Administrativa do Estado da Índia no Século XVI, in *De Ceuta a Timor*, DIFEL, pp.207-243
- Tavares, Cécilia Cristina da Silva (2004), *Jesuítas e Inquisidores em Goa: A Cristandade Insulara (1540-1682)*, Roma Editora, Lisboa.
- Xavier, Angela Barreto (2008), *A Invenção de Goa, Poder Imperial e Conversões Culturais nos séculos XVI e XVII*, ICS, Lisboa
- 高橋裕史 (2006) 『イエズス会の世界戦略』、講談社
- 疇谷憲洋 (2009) 「アジア港市世界におけるポルトガル—タイでの事例から—」、『大分県立芸術文化短期大学研究紀要』、第46巻、pp.13-28.
- 疇谷憲洋 (2013) 「ポルトガル海洋帝国における奴隷」、弘末雅士 (編)、『越境者の世界史 奴隷・移住者・混血者』、pp.57-81.

付記：本稿は、科学研究費・基盤（A）「中近世キリスト教世界の多元性とグローバル・ヒストリーへの視角（代表者：甚野尚志早稲田大学教授）」に基づく研究成果である。